

《学区外就学許可規準》

	許 可 事 由	許可期間
1	小学生で、両親がともに勤務している等により、他に保護者に代わって児童を保護するものがないときで、祖父母等が両親に代わって保護し、祖父母等の家から通学する場合（保護する者の住所が学区となる学校）	事由喪失まで
2	自営業等保護者の勤務先で保護監督する場合（勤務先の住所が学区となる学校）（※必要により事実を証する書類添付）	事由喪失まで
3	特別支援学級の該当児童及び生徒で、指定校に該当学級がない場合	卒業年度終了まで
4	小学校第5学年及び第6学年又は中学校全学年の学齢児童生徒が年度途中で他の通学区域に転居した場合	卒業年度終了まで
5	小学校第1学年から第4学年までの学齢児童が年度途中で他の通学区域に転居したとき。	当該学年末まで
6	家屋の建築等のため住所異動の予定があり、異動するまでの間、現住所から異動予定先を通学区域とする学校へ通学するとき。 (※建築確認通知書の写し又は事実を証する書類等の写し添付)	異動予定先に住民登録をするまで
7	兄弟姉妹が学区外就学又は区域外就学の許可を受けて希望校に在籍しているとき。	兄弟姉妹の許可された期間
8	通学距離及び交通環境、通学の安全上等から、特に配慮を要すると認められるとき。	卒業年度終了まで
9	その他特に教育的配慮が必要と認められるとき	必要と認められる期間